

佐久穂町医療福祉施設等価格高騰対策支援金の申請について

1、概要

佐久穂町内の医療福祉施設等（以下「施設等」という。）が物価高騰の影響を受けながらも安定的なサービス提供を継続できるよう、佐久穂町医療福祉施設等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給します。

2、支給対象者等

（1）支給対象者

- ・令和6年1月1日時点で、佐久穂町内に所在する下記＜別表1＞に定める施設等を営んでいること。
- ・光熱費、食材費、ガソリン代、管理費等について価格高騰の影響を受けていること。
- ・令和6年3月31日までに休止又は廃止の予定がないこと。

（2）支給対象外

- ・町税等の滞納がある場合
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- ・その他町長が適当でないとする場合

＜別表1＞

区 分	施 設 等	
1 医療機関	(1)医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第1条の5第1項に規定する「病院」	
	(2)医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち「医科診療所」	
	(3)医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち「歯科診療所」	
	(4)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する「薬局」	
2 介護保険事業所	入所系	①介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）第8条第9項に規定する「短期入所生活介護」
		②介護保険法第8条第10項に規定する「短期入所療養介護」
③介護保険法第8条第20項に規定する「認知症対応型共同生活介護」		
④介護保険法第8条第27項に規定する「介護老人福祉施設」		
⑤介護保険法第8条第28項に規定する「介護老人保健施設」		
⑥介護保険法第8条第29項に規定する「介護医療院」		

	通所系	⑦介護保険法第8条第7項に規定する「通所介護」 ⑧介護保険法第8条第8項に規定する「通所リハビリテーション」 ⑨介護保険法第8条第17項に規定する「地域密着型通所介護」
	訪問系	⑩介護保険法第8条第2項に規定する「訪問介護」 ⑪介護保険法第8条第4項に規定する「訪問看護」 ⑫介護保険法第8条第5項に規定する「訪問リハビリテーション」 ⑬介護保険法第8条第24項に規定する「居宅介護支援」
3障がい福祉事業所	入所系	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定する「障害者支援施設」 ②障害者総合支援法第5条第17項に規定する「共同生活援助」
	通所系	③障害者総合支援法第5条第7項に規定する「生活介護」 ④障害者総合支援法第5条第8項に規定する「短期入所」 ⑤障害者総合支援法第5条第14項に規定する「就労継続支援」 ⑥障害者総合支援法第5条第27項に規定する「地域活動支援センター」 ⑦児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。)第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援」 ⑧児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する「放課後等デイサービス」
	訪問系	⑨障害者総合支援法第5条第2項に規定する「居宅介護」 ⑩障害者総合支援法第5条第3項に規定する「重度訪問介護」 ⑪障害者総合支援法第5条第5項に規定する「行動援護」 ⑫障害者総合支援法第5条第18項に規定する「相談支援」

3、支給金額等

(1) 支給金額 下記<別表2>のとおりとします。

<別表2>

別表1の第1欄に掲げる区分		支給金額(1施設等あたり)	
		基準単価	加算額
1 医療機関	(1) 病院	1,000千円	40千円×許可病床数
	(2) 医科診療所	200千円	—
	(3) 歯科診療所	100千円	—
	(4) 薬局	50千円	—
2 介護保険事業所	(1) 入所系(併設型短期入所生活介護、併設型介護医療院)	—	20千円×利用定員
	(2) 入所系((1)以外で利用定員50人以上)	1,000千円	20千円×利用定員
	(3) 入所系((1)以外で利用定員50人未満)	500千円	20千円×利用定員
	(4) 通所系(地域密着型通所介護)	100千円	20千円×利用定員
	(5) 通所系(上記以外)	200千円	20千円×利用定員
	(6) 訪問系	50千円	—

3障がい福祉事業所	(1)入所系（利用定員50人以上）	1,000千円	20千円×利用定員
	(2)入所系（利用定員50人未満）	500千円	20千円×利用定員
	(3)通所系（入所系、通所系の基準単価の該当になっている事業所）	—	20千円×利用定員
	(4)通所系（上記以外）	200千円	20千円×利用定員
	(5)訪問系	50千円	—

（２）支給金額算定にあたっての注意事項

- ・基準単価（訪問系を除く。）は、1建物1回の算定とします。
- ・加算額の算定における許可病床数及び利用定員は、令和6年1月1日現在とします。なお、その数を確認できる書類を添付してください。
- ・障がい福祉事業所の訪問系は、1つの施設等において、2種類以上のサービスの指定を受けている場合は、指定を受けているサービスの数にかかわらず、1施設等あたりの基準単価は50千円とします。
- ・長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給要綱の第2条第2項第1号で対象外となっている「国及び地方公共団体」においては、その支給金額と同額を1回分のみ加算することができます。

4、申請上の注意事項

- ・令和6年3月31日までに支払いを完了したいため、**令和6年3月15日（金）までに**申請をしてください。なお、期限に間に合わない理由がある場合は、ご相談ください。
- ・光熱費、食料費、ガソリン代、管理費等について価格高騰の影響を受けていることに対する支援金となります。国や県等の同趣旨の支援金を受給していても、なお影響を受けている場合は、受給することが可能ですが、他の支援金での重複要件につきましては、それぞれの支給要件をご確認ください。
- ・申請に係る書類は、支援金の支給年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- ・支給後に申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、返還していただきます。
- ・提出された書類は返却できませんので、必要に応じてコピー等を控えてください。

5、お問い合わせ先

- ・佐久穂町役場 総合政策課 政策推進係 TEL0267-86-2553